

対馬から釜山へ！国境観光モニター・ツアー

国境地域研究センターは、九州大学および北海道大学と共同で、世界の国境地域で近年注目されている「国境観光（ボーダー・ツーリズム）」の研究を行っています。今回、日本で最初の「国境観光」モデル作りを目的として、福岡から対馬を通って釜山に渡る「国境観光モニター・ツアー」を実施いたします。国内旅行と海外旅行を組み合わせた新たな旅行形態としての「国境観光」を体験してもらうとともに、国境を挟んだ対馬・釜山の歴史と文化、自然の魅力を感じていただきたいと思います。

旅行期日 : 平成27年**3月14日(土)~3月16日(月)**

集合・解散 : **集合:福岡空港国内線第1ターミナル 解散:博多港国際ターミナル**

募集人数 : **30名様** (最少催行人員 18 名様)

旅行代金 : **60,000円** (個人的な経費を除く、全て) ※一人部屋利用の場合は 4,000 円追加

	月日	発着地/滞在地	時間	交通機関名	スケジュール	食事
①	3月14日 (土)	福岡空港 発 対馬空港 着 対馬-比田勝 着	07:50 08:25 夕方	ANA-4931 便 専用バス	集合の後、空路、対馬やまねこ空港へ到着後、浅茅湾クルーズの後、厳原で万松院、歴史民俗資料館を見学。「肴やえん」で昼食後、万関橋を渡って上対馬へ。和多都美神社を参詣、烏帽子岳展望台を散策後、比田勝で「対馬パール」のアクセサリ作りを体験。懇親夕食会 <比田勝泊>	昼-レストラン ター-レストラン
②	3月15日 (日)	対馬-比田勝 釜山 着	午前 13:00 14:10	専用バス ビートル549 便 専用バス テキスト	殿崎の白露戦記念碑と韓国展望台を見学後、佐須奈にある野生生物保護センターを見学、「ももたろう」で昼食の後、比田勝港へ出国手続きを経て、高速船で釜山へ到着、入国手続きの後、ホテルへ夕食まで自由行動 <釜山市内泊>	朝-ホテル 昼-レストラン ター-レストラン
③	3月16日 (月)	釜山 発 博多港 着	午前 15:30 18:25	専用バス ビートル258 便	草梁倭館跡の龍頭山公園と南浦洞を見学。時間があれば釜山近代歴史館と国際市場へ出国手続きの後、高速船で博多港へ到着、帰国手続きの後、無事解散	朝-ホテル 昼-レストラン

※ 天候等の都合により、企画内容が変更になる場合があります

<宿泊予定先> 対馬(比田勝)—— 花海荘または梅屋ホテル、釜山—— 東横INN中央洞

企画：NPO 法人 国境地域研究センター

企画共催：境界地域研究ネットワーク JAPAN



旅行実施：(株)近畿日本ツーリスト九州 福岡支店

近畿日本ツーリスト
株式会社近畿日本ツーリスト九州

協力：ANA、JR 九州高速船、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター境界研究ユニット (UBRJ)、九州大学アジア太平洋未来研究センター (CAFS)、九州大学持続可能な社会のための決断科学センター



対馬から釜山へ！国境観光モニター・ツアー 募集要項・旅行条件書

■旅行代金 (福岡空港発、博多港着)
おとなお一人 60,000円
*上記旅行代金の一部は企画及び企画共催社が負担していただいております。

■募集人員 30名様(最少催行人員：18名様)

■申込締切日 2015年2月20日(金)
(ただし定員になり次第締め切ります。)

■旅行代金に含まれるもの

- (1) 航空運賃：日程表に記載された船舶・航空運賃
- (2) 宿泊代金：2名一室利用
- (3) 食事代金：記載された食事(朝2回、昼3回、夕2回)
- (4) バス料金：専用バス利用料金
- (5) 団体行動中の税金・チップ等
- (6) 手荷物運搬料金(規定範囲内)
- (7) 港湾施設使用料及びターミナル施設使用料、燃料高騰付加運賃など 合計 3,400円
- (8) 添乗員同行経費
上記費用はおお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しは致しません。

■旅行代金に含まれないもの

※上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。

- (1) 旅券取得に関する収入印紙代及び都道府県収入証紙代
(5年有効旅券¥6,000~11,000、10年有効旅券¥16,000)
- (2) 個人的性格の費用：日程表に明示されていない飲物代、クリーニング代、電話代等
- (3) 手荷物超過料金
- (4) 傷害、疾病に関する医療費
- (5) 任意の海外旅行傷害保険料

■追加旅行代金

- (1) 渡航手続き料金
この旅行には有効な旅券が必要ですが、当社でそれら手続きを代行する場合の料金は下記の通りです。旅行をお申込み後に申込書をご送付いたしますので、代行を希望される場合はお申し出下さい。
①旅券の申請書の作成代行…………… ¥5,400
②韓国入国書類の作成代…………… ¥4,320
各料金に対して消費税(8%)が含まれております。
- (2) 一人部屋追加料金(¥4,000)

■お申込方法

参加申込書に必要事項をご記入の上、パスポートのコピーと共に弊社へご送付下さい。また同時に申込金(12,000円以上で旅行代金まで)をお振込み下さい。なお、旅行代金の他に、海外旅行傷害保険料などの残金は平成27年3月4日までに指定口座にお振り込み下さい。また請求書の必要な方は弊社担当者へご連絡下さい。

■アンケートのご記入をお願いいたします！

旅行中に企画者からのアンケートのご記入をお願いしておりますので、ご協力ください！

■募集型企画旅行契約

本旅行は株式会社近畿日本ツーリスト九州が企画・募集・実施するもので、参加される方は当社と募集型企画旅行契約を結んで戴きます。契約は当社の承諾と申込金の受理を持って成立するものとし成立日は当社が申込金を受理した日とします。

■取消料

お申込後お客様の都合で参加を取消される場合、次の取消料をお支払いいただきます。(ピーク時期の適用となります)

1. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日前から31日前までの取消…………… 旅行代金の10%
2. 旅行開始日の30日前から3日前までの取消…………… 旅行代金の20%
2. 旅行開始日の3日目を以降旅行開始日当日まで… 旅行代金の50%
3. 旅行開始後の解除および無連絡不参加…………… 旅行代金全額

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名が記載された確定日程表は、平成27年3月3日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込みの場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■海外旅行保険加入のお勧め

ご旅行をより安心できるものとするため、お客様ご自身で十分な旅行保険(疾病・傷害・盗難等)に加入されることをお勧めいたします。

旅行のお申込み先

観光庁長官登録旅行業第1886号 日本旅行業協会会員
株近畿日本ツーリスト九州 福岡支店
 〒812-0024 福岡市博多区綱場町2-21福岡 MDビル8階
 TEL 092-272-4891 FAX 092-272-4901
 Email : nita88888@gmail.com
 担当：二田(にた)
 総合旅行業務取扱管理者：二田 茂行
 営業日・営業時間：平日9:00~17:45、土曜・日曜休業
 ボンド協会会員、旅行業公正取引協議会会員

※総合旅行業務取扱管理者とは、当支店での取引の責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら上記総合旅行業務管理者にご質問下さい。

※お客様からご提出戴いた、参加者の個人情報については、参加者との連絡や運送・宿泊を含む関係機関の手配の為に利用させて頂く他に、必要な範囲内において当該機関に提供させていただきます。また、弊社のグループ企業である株KNTツーリスト等の販売店が取り扱う商品・サービスに関する情報を提供させて頂くことがあります。

※旅券の有効期間/旅行出発日より3カ月以上の残存が必要

〈その他のご旅行条件〉〈お申込を戴く前に、この条件書を必ずお読みください〉

旅行契約内容・代金の変更/天変地異、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらないサービスの提供その他の当社の管理できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改訂があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。なお、本旅行代金は平成27年1月26日現在の運賃・料金を基準としております。②標記の最少催行人員に満たない場合は旅行を中止することがあります。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前に通知します。③取消料/当社の責任の取らないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も取消料をいただきます。ただし、次の場合は取消料をいただきません。旅行契約内容に次のような変更またはその他の重要な変更が行われた時。(1)旅行開始日または終了日の変更(2)入場観光地・施設・その他の目的地の変更(3)運送機関の設備・等級のより低いものへの変更(4)運送機関の種類または会社の変更(5)宿泊施設の変更(6)宿泊機関の客室の種類・設備・景観の変更。運賃・料金の変更により旅行代金が増額された場合。当社が標記の日までに確定日程表を交付しない場合。当社の責に帰すべき事由により当初の日程通りの実施が不可能となったとき。④当社による契約解除/旅行代金を期日までに支払いいただけない時、申込条件の不適合、病気・団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能な時は、当社は契約を解除することがあります。⑤当社の責任/当社または当社の手配代行者がお客様に損害を与えた時は、損害を賠償いたします。(お荷物に関する賠償限度額は1人15万円)⑥特別補償/当社はお客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、手荷物に被った一定の障害について一定の補償金および見舞金を支払います。⑦旅程保証/旅行日程に前記取消料の項目に掲げる重要な変更が行われた場合は約款の規定により(1)は旅行代金の3%(2)から(6)は2%、また各号がツアータイトルに掲げられている場合は5%に相当する額(ただし旅行開始前に変更が行われた場合はそれぞれ半額)の変更補償金を支払います。サービス提供の日時およびサービス提供の順序は対象外とし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が千円未満の場合は、変更補償金は支払いません。また、当社は変更補償金の支払いを物品・サービスの提供で代替することがあります。⑧お客様の責任/当社はお客様の故意または過失により当社が損害を被った時はお客様から損害の賠償を申し受けます。⑨このパンフレットは旅行業法12条4および5にいう説明書面、契約書面の一部になります。⑩ここに記載のない事項については当社募集型企画旅行約款によります。⑪当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

パンフレット作成日：平成27年1月26日